

令和7年第2回矢掛町議会第1回定例会（第2号）

1. 会議招集日時 令和7年3月5日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（散会） 午前11時26分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	花 川 大 志	出	10	浅 野 毅	出
11	川 上 淳 司	出	12	土 田 正 雄	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |         |                       |                |
|-------------|---------|-----------------------|----------------|
| 町 長         | 山 岡 敦   | 副 町 長                 | 山 縣 幸 洋        |
| 教 育 長       | 山 部 英 之 | 病 院 管 理 者             | 村 上 正 和 (途中出席) |
| 総務防災課長      | 堀 賢 一   | 企 画 課 長               | 稲 田 欽 也        |
| 財 政 課 長     | 松 嶋 良 治 | 町 民 課 長               | 佐 藤 澄 江        |
| 税 務 課 長     | 妹 尾 一 正 | 健 康 推 進 課 長           | 小 川 公 一        |
| こどもみらい課長    | 楠 木 貴 子 | 福 祉 介 護 課 長           | 片 岡 崇          |
| 産 業 観 光 課 長 | 池 田 敏 之 | 建 設 課 長               | 渡 邊 孝 一        |
| 上 下 水 道 課 長 | 平 井 勝 志 | 教 育 課 長               | 稲 田 由 紀 子      |
| 会 計 管 理 者   | 松 嶋 良 治 | 建 設 課・教 育 課 参 事       | 黒 瀬 純 一        |
| 病 院 事 務 長   | 坪 田 芳 隆 | 介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長 | 小 出 優 子        |
| 総務防災課長代理    | 立 川 人 士 | 財 政 課 主 幹             | 石 井 亮 太 郎      |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 議案第31号 令和7年度矢掛町一般会計予算について  
議案第32号 令和7年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について

- 議案第 33 号 令和 7 年度矢掛町介護保険特別会計予算について  
議案第 34 号 令和 7 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について  
議案第 35 号 令和 7 年度矢掛町病院事業会計予算について  
議案第 36 号 令和 7 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について  
議案第 37 号 令和 7 年度矢掛町水道事業会計予算について  
議案第 38 号 令和 7 年度矢掛町下水道事業会計予算について  
議案第 39 号 令和 7 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について  
議案第 40 号 令和 7 年度矢掛町各財産区特別会計予算について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時30分 開議

○議長（浅野 毅君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため会議の途中からの出席となる旨の申出がありましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

- 日程第1 議案第31号 令和7年度矢掛町一般会計予算について
議案第32号 令和7年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について
議案第33号 令和7年度矢掛町介護保険特別会計予算について
議案第34号 令和7年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第35号 令和7年度矢掛町病院事業会計予算について
議案第36号 令和7年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について
議案第37号 令和7年度矢掛町水道事業会計予算について
議案第38号 令和7年度矢掛町下水道事業会計予算について
議案第39号 令和7年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について
議案第40号 令和7年度矢掛町各財産区特別会計予算について

○議長（浅野 毅君） 日程第1、議案第31号から議案第40号までの令和7年度各会計当初予算案件10件を一括議題といたします。それぞれ提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

○町長（山岡 敦君） それでは、議案第31号から議案第40号までの令和7年度各会計の予算10議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

なお、各議案につきましては、一般会計予算と各特別会計予算につきましては、地方自治法第211条第1項の規定、また、病院、介護老人保健施設、水道、下水道の各企業会計予算につきましては、地方公営企業法第24条第2項の規定に基づきまして、提出させていただくものでございます。

まずは、議案第31号、令和7年度矢掛町一般会計予算についてでございますが、令和7年度の予算編成につきましては、内容に入ります前に、国において地方公共団体全体の歳入歳出総額の見込みを立てるものとして、毎年度作成される地方財政計画に関しまして、簡単に触れさせていただきたいと思えます。

計画の規模としては97兆94億円で前年度比3.6パーセントの増となっており、歳入面では企業業績の回復等を背景に地方交付税を1.6パーセントの増、地方税及び地方譲与税を6.5パーセントの増、臨時財政対策債は制度創設以来、初めて発行額が0とされており、一般財源総額では前年度を上回る63兆7,714億円を確保したものとしております。

このような状況の中、本町の予算編成にあたりましては、3月補正予算と合わせた13か月予算により、いろいろな分野での本町の新たな魅力づくりに取り組むとともに引き続き住民生活に密着した施策、住民福祉の維持・向上に最大限配慮した予算編成に努めました。

以下、主な施策につきましては、令和7年度一般会計予算概要書を御覧いただきたいと思います。

予算総額は105億4,000万円で対前年比7.0パーセント、金額にして6億9,000万円の増となって

おります。

まず、かわまちづくり事業では、3月補正予算に計上いたしましたビジターセンター棟の建築等と合わせて中心施設の整備を行い、これまでの歴史・文化・観光による賑わいづくりに加え、矢掛町の自然をいかした新たな魅力づくりにより、更なる地域の活性化を図ります。

また、東京オリンピックを契機として取組を進めておりますイタリア野菜の産地化につきましても、JAと連携しながら本格的な生産体制の確立と生産者の増加を図るとともに、専門人材を活用して販路拡大やPRを図り、矢掛町の新たな特産品化と農家の所得向上につなげてまいります。

さらに、子どもの数の減少に伴う矢掛中学校での部活動数の減少という課題に対して、矢掛高校・やかげスポーツクラブと連携した矢中矢高合同部活動という形でやかげ型の地域クラブ移行へ取組を開始することとしており、矢中生徒の学校生活の一層の充実を図るとともに矢掛高校の存続に向けた魅力向上にもつながることを期待しております。

こうした新たな魅力づくりに積極的に取り組んでまいりますとともに、物価の上昇に賃金の上昇が追いつかず日々の生活での負担感が増している状況が継続しておりますため、広く町民全体の経済的負担の軽減と町内での消費の下支えをするため、町内の登録店舗で利用できる生活応援商品券を全町民を対象として1人当たり5,000円分配付いたします。

また、現行の振興計画の計画期間が令和7年度までとなっていることから次期振興計画の策定を予定しておりますが、策定にあたっては本年度実施しているアンケートやワークショップ等で頂戴いたしました御意見等も十分に踏まえながら、町民の皆様が安全・安心して住み続けられるまちづくりを実現するための計画としていきたいと考えております。

そのほかにハード事業においては、町道辻堂線改良や狭あい道路整備等の道路改良事業、危険ため池の廃止事業、道路防災や浸水対策の防災対策事業に加え、海洋センター2階トレーニングルームへの空調整備に係る経費と矢掛中学校体育館に空調を整備するための設計に要する経費等を計上しておりますほか、西部衛生施設組合において広域での整備を進めております新たなゴミ焼却場の建設につきましても令和7年12月から稼働の見込みでございますが、本町の負担割合に応じた組合への負担金を計上しております。

なお、ふるさと納税寄附金につきましては、寄附額を8億円と見込み、返礼品等の必要経費を計上しておりますとともに、経費へ充当した残額を寄附者の意思も尊重しながらさまざまな事業へ充当し、活用させていただくこととしております。

以上、令和7年度の予算編成の概要を申し上げます。詳細につきましては、財政課長・財政課主幹が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第32号、令和7年度矢掛町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ16億5,100万円を計上しており、前年度当初に比べまして1,600万円の増額となっております。

主な内容といたしましては、歳出では入院患者の増加を見込み、保険給付費を前年度比540万円の増とし、医療給付を行うための岡山県への納付金について岡山県から示された額に基づき、前年度比649万9,000円の増としております。

また、この特別会計の財源といたしましては、国民健康保険関係法令に基づきまして、保険税、岡山県からの補助金、繰入金等を計上しております。

また、支払準備基金繰入金 2,000 万円を計上いたしており、これにより令和 7 年度の保険税は 12 月議会で議決承認いただきました国民健康保険税条例に基づく経過措置の軽減保険税率としております。

詳細につきましては、健康推進課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 33 号、令和 7 年度矢掛町介護保険特別会計予算についてでございますが、事業勘定が 2 つございますが、まず、保険事業勘定につきましては予算総額が 20 億 1,500 万円で前年度に比べまして 4,600 万円の減額となっております。予算の約 93 パーセントを占める保険給付費につきましては、前年度当初予算に比べまして 4,741 万 7,000 円の減額でございます。次に、サービス事業勘定につきましては予算総額 2,000 万円で、予防プラン作成に要する費用等を計上しております。また、この特別会計全体の財源といたしましては、介護保険法の規定によりまして、保険料、国、県、支払基金及び町のそれぞれ定められた負担率で計上しております。

詳細につきましては、福祉介護課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 34 号、令和 7 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 700 万円を計上しており、前年度当初に比べまして 1,200 万円の減額となっております。

主な内容につきましては、歳出では後期高齢者医療広域連合への納付金について、前年度比で 1,427 万 8,000 円の減としております。また、歳入につきましても後期高齢者医療保険料について前年度比 1,046 万 5,000 円の減としております。

詳細につきましては、健康推進課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 35 号、令和 7 年度矢掛町病院事業会計予算についてでございますが、令和 7 年度予算につきましては、収益的収支では収入は 17 億 6,300 万円、支出は 18 億 3,600 万円を計上し、差引 7,300 万円の赤字予算で調整しております。資本的収支につきましては、収入は財源として 1 億 4,500 万円とし、支出は医療機器更新の経費など 1 億 9,600 万円を計上いたしております。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 36 号、令和 7 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算についてでございますが、令和 7 年度予算につきましては、収益的収支では収入は 3 億 1,900 万円、支出は 3 億 4,100 万円を計上し、差引 2,200 万円の赤字予算で調整しております。また、資本的収支につきましては、収入は 960 万円とし、支出では浴室の改修事業費など 1,240 万円を計上しております。

詳細につきましては、介護老人保健施設事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 37 号、令和 7 年度矢掛町水道事業会計予算についてでございますが、令和 7 年度予算につきましては、収益的収支では減価償却費の増加などの影響により、7,300 万円の赤字予算で調整しております。また、資本的収支では、新水源築造事業費や老朽管の耐震化更新事業費、中央配水池の耐震改修事業費など強じんな水道事業構築のための費用を計上しております。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 38 号、令和 7 年度矢掛町下水道事業会計予算についてでございますが、令和 7 年度予算につきましては、収益的収支では維持管理経費の増加などの影響により、500 万円の赤字予算で調整しております。

資本的収支では、将来の維持管理コスト削減のための横谷地区農業集落排水区域の統合事業費、また、矢掛浄化センター耐震補強事業費、マンホールポンプの更新事業費など安定した汚水処理実現のための

経費を計上しております。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 39 号、令和 7 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ 2,000 万円で、町内企業の事業用地の取得、造成、販売に係る経費を計上しております。

今回の事業用地造成につきましては、農地規制等で土地開発公社での事業実施が困難なことから、本特別会計により町が実施するものでございます。

詳細につきましては、企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 40 号、令和 7 年度矢掛町各財産区特別会計予算についてでございますが、各財産区予算の提出に際しましては、それぞれ財産区管理会におきまして御同意いただいたものを提出しております。

詳細につきましては、財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上が、議案第 31 号から議案第 40 号までの提案理由及び説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 次に、議案の詳細な内容の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（松嶋良治君） それでは、議案第 31 号、令和 7 年度矢掛町一般会計予算について御説明申し上げます。

それでは、1 ページでまず第 1 条ですが、予算の総額を 105 億 4,000 万円とさせていただくものでございます。

次の第 2 条債務負担行為と第 3 条地方債につきましては、それぞれ第 2 表、第 3 表に載せておりますので、この後、説明をさせていただきます。

次に、第 4 条で一時借入金でございますが、借入れの最高額を 8 億円とさせていただいております。

次に、第 5 条の歳出予算の流用で、これは流用の特例で給料・職員手当等及び共済費について、同一款内で各項の間の流用ができるとさせていただくものでございます。

それでは、第 2 表の債務負担行為から説明させていただきますので、7 ページをお開きください。7 ページ、第 2 表債務負担行為でございます。これは、後年度にわたる町の負担内容で 5 件でございますが、上から 3 件につきましては、いずれも農業関係資金の利子補給金でございます。4 件目は排水設備工事資金の利子補給金で、5 件目は土地開発公社が事業資金として金融機関から借り入れた借入金に対する損失補償でございます。

一枚おめくりいただきまして、次に第 3 表地方債でございますが、この当初予算での起債の状況でございます。全部で 21 件ございますが、充当事業等を順に説明させていただきます。

まず最初の企画事業は、井原鉄道株式会社の設備改修等への補助で過疎対策事業債ハード分でございます。次の防災対策事業は、町道西川面宇内線や宇角川ほかの道路・河川防災に充てる緊急自然災害防止対策事業債でございます。次の児童福祉施設事業は、小田保育園照明 LED 化に充てる脱炭素化推進事業債、児童福祉施設建設事業は、認定こども園外構整備に充てる過疎対策事業債ハード分でございます。次の保健衛生総務事業は、水道事業会計への出資金に充てる一般会計出資債でございます。次のじん芥処理事業は、西部衛生施設組合の焼却場及び熱利用施設建設費負担金に充てる一般廃棄物処理事業債と、過疎対策事業債ハード分でございます。次のダム管理事業は、鬼ヶ岳ダム改修事業負担金に一般補助施設整備等事業債を充てるもので、次のかんがい排水事業は、公共事業等債、緊急自然災害防止対策事業

債を活用するものでございます。次の水車の里フルーツピア事業は、指定管理委託料に充てる過疎対策事業債ソフト分でございます。次の林道改良事業は、林道羽無線改良事業に充てる過疎対策事業債ハード分でございます。次の観光事業は、観光施設の指定管理委託料や改修・備品購入について過疎対策事業債ソフト分及びハード分を活用するものでございます。次の道路新設改良事業は、道整備交付金事業、狭あい道路整備等促進事業等に過疎対策事業債ハード分と公共事業等債を充てるものでございます。次のかわまちづくり事業は、工事費・委託費等について、過疎対策事業債ハード分を充てるものでございます。次の常備消防事業は、井原地区消防組合負担金に過疎対策事業債ハード分を充当するものでございます。次の小学校管理事業は、山田小学校トイレ改修に、中学校管理事業は、体育館空調整備設計に、公民館事業は、山田公民館移転建築設計にいずれも過疎対策事業債ハード分を充当するものでございます。次の体育施設管理事業は、総合運動公園指定管理委託料と公園整備にそれぞれ充てる過疎対策事業債ソフト分及びハード分、次の海洋センター事業は、2 階トレーニングルーム空調整備に充てる緊急自然災害防止対策事業債と駐輪場等施設整備に充てる過疎対策事業債ハード分でございます。次の過年農地農業用施設災害復旧事業は、前年度の山ノ神池復旧工事に充てる補助災害復旧事業債で、最後の公共土木施設災害復旧事業は、応急的な土砂撤去等に充てる単独復旧事業債でございます。

以上、総額で 11 億 8,960 万円となっております。

続きまして、予算書の次につづっております当初予算編成概要を説明させていただきます。別表の資料でございます。横書きの資料でございます。

1 ページの概要につきましては、町長の提案説明の中でも主要なものは申し上げておりますので、割愛させていただき、次の 2 ページをお開きいただきたいと思います。A4 の横書きの資料です。予算書の次につづっております。よろしいでしょうか。

2 ページをお開きください。歳入の状況をグラフと表で示しております。特徴的なところを説明いたしますと、自主財源では、その根幹である町税 ―― 表の一番上でございますが、全体で 16 億 3,460 万円、対前年度 3.4 パーセントの増で収入見込みを計上いたしております。

増減の大きなものでは、自主財源の真ん中当たりでございますが寄附金の増は、ふるさと納税の 2 億円増によるもの、その下繰入金の増は、財政調整基金繰入金、これも 2 億円増によるものでございます。自主財源の一番下諸収入の増は、デジタル基盤整備の助成金の増が主な要因でございます。

依存財源では、歳入の約 34 パーセントを占める地方交付税 ―― 依存財源の下の方にあります地方交付税を 35 億 7,500 万円、対前年度 0.6 パーセント減で計上いたしております。増減の大きなものでは、地方交付税の一つ上の地方特例交付金が 4,450 万円の減、これは、前年度は定額減税による個人町民税の減収補填がありましたが、それがなくなったための減でございます。下のほうへ行って国庫支出金の増は、児童手当国庫負担金、県支出金の増は、小・中学生のタブレット端末更新に係る県補助金が増が主な要因です。

以上が、歳入の状況です。

一枚おめくりいただきまして、3 ページをお開きください。歳出の状況です。上段が目的別で、予算書で言いますと款の区分でございますが、構成比の順で言いますと、民生費が全体の 24.2 パーセントを占めておりまして、次いで総務費 18.5 パーセント、衛生費 13.6 パーセント、土木費 12.8 パーセントとなっております。増減の大きいものでは、上から 2 番目の総務費の増については、ふるさと納税関係経費や自治体情報システム標準化・共通化対応等の増によるもの、その 2 つ下の衛生費の増については、

新ゴミ焼却場建設に伴う西部衛生施設組合負担金の増、その5つ下の教育費の増は、小・中学生のタブレット端末の更新等によるもの、その3つ下の諸支出金の減は、ふるさと納税寄附金を事業に多く充当したためその分ふるさと応援基金への積立てが減ったことによるものです。

下段が性質別で特徴的なものを申し上げますと、消費的経費の一番上、物件費の増は、システム標準化対応やタブレット端末更新等によるもの、その2つ下の補助費等の増は、西部衛生施設組合負担金の増、その下の普通建設事業費の減は、健康管理センター改修等の大型ハード事業の完了によるものです。

以上、特徴的なもののみ説明させていただきましたが、私のほうからの説明を終わらせていただきまして、事項別明細書につきましては、この資料によりまして主幹が説明いたしますので引き続きよろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 財政課主幹。

○財政課主幹（石井亮太郎君） それでは、事項別明細書の概要説明をさせていただきます。

先ほど財政課長が説明いたしました当初予算の説明資料により説明させていただきますので、恐れ入りますが、令和7年度矢掛町一般会計当初予算編成概要の4ページをお開きいただきたいと思います。なお、新規事業あるいは主要事業を中心に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。表につきましては、左から、款、項、目、事業の欄となっておりますが、目と事業の欄を中心に説明をさせていただきます。

まず議会費ですが、議員報酬、議会広報紙などの必要経費のほか、ペーパーレス議会システムの導入経費及び議場の音響設備等の改修に係る経費を計上しております。

次の総務費ですが、1 一般管理費では総務部門の人件費、事務費などの一般経費のほか自治組織補助金、コミュニティ補助金などを計上しておりますが、7 年度は、航空写真の共同撮影に係る高梁川流域連携事業の負担金や国主導で進めております自治体情報システムの標準化・共通化対応に要する経費等を計上しております。次の2 財産管理費では庁舎管理経費などのほか各課所管財産の管理経費を計上しております。次の3 企画費では次期振興計画の策定に要する経費や公共交通維持確保事業としてバス路線などへの補助金や井原線の基盤設備維持補助金、定額タクシー利用助成金を、人口減少対策・定住促進対策として結婚推進関連の事業や空き家の利活用推進に向けた空き家改修補助金、そして地域おこし協力隊の経費などのほか地域活性化起業人活用事業とイタリア野菜プロジェクト事業でイタリア野菜の産地化に向けた事業に係る経費を計上しております。次の4 公聴広報費では広報やかげやくらしのカレンダーの発行及び各戸配付に要する経費などを計上しております。次の5 交通安全対策費では交通安全啓発活動やカーブミラーなどの交通安全施設の整備費などを計上しております。

一枚おめくりいただきまして、次の5 ページの6 公害対策費では町内の河川などの水質検査委託料について、7 地域振興費には宇内ホテル公園の管理経費などを計上しております。次の8 協働のまちづくり推進費ではふるさと創生事業補助金、地域支援員の人件費、まちピカ応援事業などの経費を計上しております。次の9 クリーンな町推進費では環境保全美化活動などの経費、10 クリーンハウス管理費では施設管理の経費、12 国際交流事業費では保育園・こども園などの英語指導助手の人件費、13 駅前広場管理費では井原線の町内三駅の管理費を計上しております。次の15 消費者行政活性化事業費では消費者相談窓口等の経費及び特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業補助金を計上しております。次の17 防災対策事業費につきましては、ハザードマップの更新に係る委託費、防災士の資格取得や自主防災組織活動への補助、道路や河川の防災対策に要する経費などを計上しております。次の21 ふるさと納税事業費

につきましては、ふるさと納税の返礼品や寄附募集サイト利用料等の必要経費を計上しておりますほか次の6ページでは、ふるさと納税寄附者に対するシティプロモーション等に要する経費を計上しております。次の22 生活応援商品券事業では全町民へ1人当たり5,000円分の商品券を配付するための経費を計上しております。次の23 定額減税補足給付事業費では令和6年度の定額減税における減税額が不足している方への不足額の給付に要する経費を計上いたしております。

徴税費に移りまして、1 税務総務費には税務部門の人件費、事務経費などを、2 賦課徴収費には賦課徴収の諸経費を計上しておりますほか、高梁川流域の連携事業として行う相続人不存在等不動産利活用推進事業を計上しております。次の3 戸籍住民基本台帳費では戸籍や住民基本台帳等の事務に係る経費やマイナンバーカードの交付に係る経費等を計上しております。次の4 選挙費では委員報酬、事務費のほか令和8年度執行予定の町長町議選挙の準備経費と、7月に予定されている参議院議員選挙の執行経費を計上しております。次の5 統計調査費は、調査実施年である国勢調査をはじめ、各種の統計調査に係る経費でございます。次の6 監査委員費につきましては、委員報酬などのほか事務経費の計上でございます。

次の民生費に移りまして、1 社会福祉総務費には福祉関係職員の人件費のほか100歳となる方への長寿祝金、権利擁護センターの委託費、社会福祉協議会補助金、国保特別会計への繰出金、民生委員・児童委員の活動経費や福祉タクシー助成金などのほか、次の7ページでは、難病者給付金や多様な支援ニーズに対応できる包括的な支援体制の整備を図る重層的支援体制整備事業を計上しております。2 の老人福祉費ではシルバー人材センター補助金、介護保険会計と介護老人保健施設会計への繰出金のほか高齢者補聴器購入助成金や老人クラブへの補助金、高齢者等の見守り事業などの各種老人福祉施策を計上しております。次の3 後期高齢者医療費では後期高齢者医療広域連合への負担金などを、4 老人福祉センター管理費では施設の管理運営費と地域福祉バスの運行経費などを計上しております。次の5 障害者福祉費では身体・知的・精神の三障害に関する福祉・支援施策に要する経費を計上しております。次の6 ひとり親家庭等医療費から次の8ページの11 人権政策推進事業費では、それぞれの福祉施策経費を計上しております。

児童福祉費に移りまして、1 児童福祉総務費では職員の人件費や事務費のほか誕生祝金、放課後児童クラブの運営経費などとともに子育て世帯等への福祉タクシー助成に係る経費や放課後児童クラブ利用家庭のうち非課税世帯を対象とした支援金、孫育て講演会開催等の少子化対策事業を計上しております。次の4 子ども医療費では、原則18歳までを対象とした医療費の無償化を継続計上しております。次の5 児童福祉施設費では、認定こども園と3 保育園の運営経費等を、6 児童福祉施設建設費では認定こども園の外構整備費を計上しております。次の7 児童公園費ではネバーランドの管理経費を、8 子育て支援センター管理費では施設の管理運営経費を、10 児童手当費では児童手当に要する経費を、12 障害児福祉費では障害児通所給付費を計上しております。

続いて衛生費に移りまして、1 保健衛生総務費では診療体制確保のための町内医療機関への補助金などのほか病院事業会計、水道事業会計への繰出金を計上しております。

一枚おめくりいただきまして、9 ページを御覧ください。次の2 予防費では予防接種費としてインフルエンザや新型コロナほかの予防接種の委託料や各種予防接種への助成金、電子予診票システムの試験運用に係る経費等を計上しております。次の3 健康増進費では健康やかげ2 1・食育推進計画の策定委託費や各種がん検診、後期高齢者健診などと合わせ、各種フレイル対策に重点を置いた高齢者保健・介

護一体的実施事業や健康ポイント事業に要する経費を計上しております。次の4環境衛生費では、西部衛生施設組合負担金や合併浄化槽及び排水設備に係る設置補助金などとともに、新規事業としてスズメバチ駆除費補助金と飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金を計上しております。次の5保健センター管理費では、保健センターの運営管理費を計上しております。次の6母子保健費では、妊婦・乳児検診の委託料や妊婦健診支援助成事業交付金、妊産婦医療費助成金などのほか新規事業として、おむつ購入費用を助成するこにちは赤ちゃんチケット助成金と不育治療助成金を計上しております。

一枚おめくりいただきまして、10ページを御覧ください。7エコタウン事業費では、家庭で断熱窓やエコキュートなどの省エネ設備を導入した場合への補助事業に加え、町全体での温暖化対策に取り組むための計画策定に要す委託費や自家消費型太陽光発電設備導入促進補助金を計上しております。次の9出産・子育て包括支援事業費では、母子保健コーディネーター設置や産後ケア・産婦健診の委託費、出産・子育て応援給付金等を計上しております。

清掃費に移りまして、1じん芥処理費では一般廃棄物収集委託料や一般廃棄物処理基本計画の策定費、井原地区清掃施設組合と西部衛生施設組合への負担金などと合わせ、家庭ゴミ減量化策として生ごみ処理機購入補助金などを、2し尿処理費ではMICS事業負担金などを計上しております。

農林水産業費に移りまして、1農業委員会費では農業委員会委員や農地利用最適化推進委員の報酬などを2農業総務費では職員人件費などを計上しております。

一枚おめくりいただきまして、11ページを御覧ください。3農業振興費では多面的機能支払交付金、新規就農者支援など農業振興の各事業経費とともに、農地流動化助成金等の農業振興対策基金事業や新規事業としてイタリア野菜生産振興事業補助金と干柿等生産振興事業補助金、小菊生産振興事業補助金を計上しております。

次の5ダム管理費及び6農村環境改善センター管理費では各施設の管理経費を計上しておりますが、ダム管理につきましては、県営の鬼ヶ岳ダム改修事業に係る負担金を計上しております。

次の9かんがい排水費では単県の排水路整備事業や単町のかんがい排水事業、排水機場の管理経費などに加え、排水機場の能力検証調査の委託費や美山川パイプライン改修等に係る県営事業負担金、ため池ハザードマップの作成及び危険ため池の廃止に係る事業費などを計上しております。

次の10農道維持費は農道の補修等に係る経費を計上しております。

次の13水車の里フルーツトピア費では指定管理委託料などのほかいちごハウスの補修と高設化に係る経費を計上しております。

次の14農業者戸別所得補償制度推進事業費及び16中山間地域等直接支払事業費ではそれぞれの補助金・交付金を計上しております。

一枚おめくりいただきまして、12ページを御覧ください。林業費に移りまして、1林業総務費では職員の人件費、2林業振興費では森林クリーン事業補助金やイノシシなどの有害鳥獣駆除事業費などを計上しております。

次の3林道維持費は、林道維持に係る委託料など、4林道改良費は、国庫補助金等を活用した林道羽無線の拡幅工事に要する経費を計上しております。

次の商工費に移りまして、1商工総務費は、職員の人件費等、2商工振興費は、商工会への補助金、商品開発等支援事業補助金、企業立地促進奨励金や空き家活用新規創業支援事業補助金、やかげの匠登録事業に係る経費などを計上しております。

次の3観光費ではやかげDMOの運営・事業実施に対する補助や賑わいづくりのイベント実施に対する補助、町家交流館や道の駅等の指定管理者への委託料のほか矢掛屋の補修・改修や備品購入に係る経費などを計上しております。

一枚おめくりいただきまして、13 ページを御覧ください。土木費に移りまして、項の1 土木管理費では人件費や県工事負担金などのほか道路台帳等の電子化に係る経費、木造住宅耐震化の促進に関する補助金、住宅リフォーム補助金、住宅新築に対する定住促進助成の補助金、管理不全空家対策事業補助金などを計上しております。項2 道路橋りょう費では継続事業である道整備交付金事業や狭あい道路整備の事業など、道路・橋りょうの維持管理や点検に係る経費及び道路等の整備に要する経費を計上しております。

次の3 河川費では水門などの維持管理経費やふるさとの川リフレッシュ事業による河川内の立木などの除去費等のほか、かわまちづくり事業に係る工事費等を計上しております。

次の4 都市計画費では下水道事業会計への繰出金及び東川面アクアパークの管理経費を計上しております。

次の5 住宅費では町営住宅、特定公共賃貸住宅、定住促進住宅の各管理経費を計上しておりますが、特定公共賃貸住宅管理費ではコーポさくらの団地内遊具更新経費を、定住促進住宅管理費では団地内集会所の改修経費を計上しております。

一枚おめくりいただきまして、14 ページを御覧ください。次の消防費ですが、1 常備消防費では井原地区消防組合負担金を、2 非常備消防費では消防団員の団員報酬や団員出動報酬をはじめとした消防団の活動費を計上しております。次の3 消防施設費では消防器庫や消火栓等の施設に係る経費や小型動力ポンプ積載車の購入費などを計上しております。

教育費に移りまして、1 教育総務費では委員報酬など教育委員会の運営経費と小北中学校組合の負担金の計上、事務局費では入学祝金ややかげ元氣給食補助金及び給食食材費高騰対策補助金といった給食会計への補助金のほか矢掛高校の魅力化事業として地域コーディネーターの配置や生徒への各種補助金、矢掛駅のネーミングライツ料に加え、矢高支援に従事する地域おこし協力隊の経費を計上いたしております。また、外国青年招致事業では3名の英語指導助手配置のための経費等を計上しております。

次の2 小学校費から3 中学校費では、次の15 ページにかけまして、各小・中学校の施設管理費、教育支援員の人件費やICT教育支援に係る経費などをそれぞれ計上しておりますほか令和2年度に整備した児童・生徒のタブレット端末更新に係る経費や山田小学校のトイレ改修に係る工事費、矢掛中学校体育館への空調整備に係る設計委託費などを計上しております。また、新規事業として中学校費の教育振興費へ矢中矢高合同部活動事業の取組に係る経費を計上しております。

次の5 社会教育費の1 社会教育総務費では16 ページにかけまして、青少年海外派遣事業補助金や文化財保護事業、各種生涯学習講座、土曜日学習会や夏休み学習会等の事業など各事業の所要の経費のほか、文化財保存活用地域計画策定の準備経費や毎戸遺跡発掘調査の報告書作成等の経費、重要伝統的建造物群保存地区保存事業補助金などを計上しておりますほか新規事業として歴史文化的資源保存活用事業補助金を計上しております。

次の2 人権教育振興費では人権啓発教育に関する経費など、3 公民館費では公民館活動経費などに加え、中川公民館のトイレバリアフリー化に係る経費と山田公民館の移転建築に係る設計委託費を計上しております。

次の4文化振興費にはおかやま矢掛本陣文学賞に関する経費などを、5美術館費には美術館管理運営費のほか企画展をはじめとした展示や講座に係る経費などを、6矢掛会館費と7江尻記念館管理費には各施設の維持管理経費などをそれぞれ計上しております。

次の8文化センター費には文化センターの施設管理、イベントなどの諸経費と図書館の運営経費などを計上しております。

次の項6保健体育費ですが、1保健体育総務費では各種大会開催経費のほか総合型地域スポーツクラブ活動費補助金や本陣マラソン大会の開催経費などを、2体育施設管理費には総合運動公園指定管理者への委託料や小田球場の管理経費を、3海洋センター費には施設の管理運営費のほか2階トレーニングルームへの空調設置に係る工事費を計上しております。

一枚おめくりいただきまして、17ページを御覧ください。次の4共同調理場管理費は、給食センターの管理経費を計上しております。

次の災害復旧費では、応急災害復旧に対する経費を計上しております。

次の公債費では、町債の償還元金、利子及び一時借入金利子の計上でございます。

次の諸支出金に移りまして、項1基金費ですが1財政調整基金から18ページの38農業振興対策基金費まで、それぞれの基金利子などの積立金を計上しております。

最後に予備費といたしまして、1,000万円で調整しております。

また、次の19ページへは町債残高及び基金の推移についての資料を掲載しております。この表の令和6年度と7年度の数字は、3月補正予算及び当初予算の計上内容をもとにして町債と基金、それぞれの年度末の残高を推計したものとなります。

令和7年度は西部衛生施設組合の新ゴミ焼却場建設に係る負担金やかわまちづくり事業の財源として大きな額の町債の借入を予算計上していることから7年度末の町債残高は大幅に増加し、101億円を超える見込みとなっております。

しかしながら、この残高のうち約7割にあたる71億7,300万円は、将来的に償還のための普通交付税措置があるため交付税措置されない町負担分は、約3割の29億7,500万円となります。

さらに、この町負担分の償還の財源とするために積み立てている減債基金が10億4,600万円ございますので、この残高を差し引きますと町債101億円の償還における実質の町負担は、約19億2,900万円ということになります。

一方で、7年度末の基金残高の見込みは、財政調整基金だけでも実質の町負担を大きく上回る33億7,000万円、減債基金を除くその他の特定目的基金を合わせた残高見込みは、約77億円となっております。

このように、町債の残高だけを見ますと、7年度末には大きく増加する見込みとはなっていますが、その実質の町負担と基金の状況を合わせて考えると、引き続き財政状況は健全な状態を維持しているといえます。

以上で、予算編成概要での説明は終わらせていただきまして、引き続き、給与費明細について説明をさせていただきますので、恐れ入りますが一般会計当初予算書の204ページをお開きいただきたいと思います。

予算書の204ページからは給与費明細書となっております。まず、1の特別職でございますが、表の下の比較の欄を御覧ください。計の欄を御覧いただきますと、職員数が80名の増となっております。こ

れは、主にその他の特別職で振興計画審議会委員等、各種計画の策定に係る委員数が増となったこと等によるものでございます。

また、給与費欄では、統計関係の調査員等の報酬の増により、報酬が増となっていることなどから、共済費と合わせた特別職の合計では、361 万 9,000 円の増となっております。

次に一般職でございますが、(1) 総括の比較の欄で御説明しますと、7 年度の職員数が 12 名の増となっておりますが、内訳はいわゆる正職員が 2 名の増、会計年度任用職員がフルタイムとパートタイム合わせて 10 名の増となっております。

次の給与費は、報酬、給料、職員手当とも大幅に増となっておりますが、いずれも給与改定、職員の異動・昇給及び制度改正によるものでございます。

また、次の共済費につきましても給与費等の増に伴い、増となっております。右端の合計欄で、正職員とフルタイム・パートタイムの会計年度任用職員を合わせた合計が、16 億 4,363 万 9,000 円、前年度から 1 億 762 万 8,000 円の増となっております。

次の 205 ページですが、先ほどの総括の表を、ア会計年度任用職員以外の職員、いわゆる正職員とその下のイ会計年度任用職員とに分けて計上したもので、会計年度任用職員の職員数につきましては、短時間勤務の職員、パートタイムの職員数を内数として括弧書きで計上しております。

この後の 206 ページから 208 ページまでにかけては、正職員についての給料及び職員手当の増減額の明細とそれぞれの状況を載せておりますので、御覧いただきまして説明は省略させていただきたいと思えます。

続きまして、209 ページをお開きください。209 ページは、債務負担調書となっております。項目としましては、ため池事業 1 件、指定管理に関するもの 7 件、工事に関するもの 1 件で、7 年度に支出を予定している債務も含めた当該年度以降の支出予定額は、一番下の合計欄を御覧いただきますと、13 億 736 万 2,000 円となっております。この内、右の欄の特定財源として、国県の支出金が 4 億 6,221 万 2,000 円、地方債が 5 億 1,140 万円、その他の特定財源が 2,696 万 3,000 円ございますので、町の実質債務負担額は、3 億 678 万 4,000 円となっております。

続いて、210 ページでございますが、このページは地方債調書となっております。区分の 1 普通債が通常の事業に伴います起債、2 が災害復旧の起債、3 が臨時財政対策債などのその他の起債となっております。一番下の合計欄で前年度末であります 6 年度末の見込額が合計 92 億 7,311 万 8,000 円で、当該年度であります 7 年度中の新たな起債見込額が、繰越見込分も含めて合計 18 億 690 万円、償還見込額が 9 億 3,150 万 7,000 円で、差引 7 年度末における地方債残高見込額は 101 億 4,851 万 1,000 円となり、6 年度末見込額と比較して 8 億 7,539 万 3,000 円の増となる見込みでございます。

なお、この残高に対しまして、先ほどの当初予算編成概要の 19 ページで説明させていただきましたが、後年度の交付税措置分が約 71 億 7,300 万円、また、償還に対して充当する減債基金が約 10 億 4,600 万円となりますので、実質負担は差引で約 19 億 2,900 万円の見込みとなっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 健康推進課長。

○健康推進課長（小川公一君） 議案第 32 号、令和 7 年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

まず第 1 条で、歳入歳出予算の総額を 16 億 5,100 万円としております。次に第 2 条で、一時借入金の

借入れの最高額を1億円としております。最後に第3条は、歳出予算の流用について、保険給付費については予算に過不足を生じた場合、同一款内で流用できるとしてしております。

内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。18ページを御覧ください。

まず、歳出について御説明いたします。1款の総務費の1項総務管理費は、目の1一般管理費と目の2連合会負担金の合計が3734万円で、これは人件費と事務費でございます。

一枚おめくりいただきまして、20ページです。2項の徴税費は549万9,000円で、国保税の徴収に係る人件費や事務費でございます。次に、一番下の4項特別対策事業費は、国保税の収納率向上を目的とした県の補助事業でございます。次の22ページの一番上の欄に続きますが合計で733万1,000円としております。

次に、2款の保険給付費は、医療費の支払いなどに充てるものでございまして、1項療養諸費の合計は10億2,780万円で前年度比200万円の減でございます。2項の高額療養費は1億6,510万円で前年度比790万円の増でございます。この療養諸費及び高額療養費は、いずれも過去の実績を基礎として計上しております。一枚おめくりいただきまして24ページでございます。表の上から2つ目、4項の出産育児諸費は300万2,000円で出産育児一時金の対象者6人を見込んでおります。5項の葬祭諸費は120万円で葬祭費の対象者として24人を見込んでおります。

次に、3款の国民健康保険事業納付金は、財政運営の主体である岡山県へ納めるもので、1項の医療給付費分が2億5,317万3,000円。一枚おめくりください。26ページです。2項の後期高齢者支援金分が8,067万7,000円、3項の介護納付金分が2,302万8,000円でこれら3つの事業納付金の合計は3億5,687万8,000円となり、前年度比では649万9,000円の増でございます。

次に6款の1項保健事業費は、一枚おめくりください。28ページです。2,248万1,000円で、令和7年度から新たに慢性腎臓病重症化予防事業として糖尿病性腎症の方などへの受診勧奨事業を開始するほか、医療費適正化事業やレセプト点検委託料などでございます。次に、2項の特定健康診査等事業費は、1,334万3,000円で、特定健診や特定保健指導の委託料のほか受診勧奨に係る経費でございます。一枚おめくりください。30ページです。次の健康管理センター事業費は、健康管理センターが令和7年度から地域保健法に基づく保健センターに変わりますのでこの費目は廃止となり、施設の事業費——保健センターの事業費のほうは、一般会計に計上しております。

一番下の9款の諸支出金の2項繰出金は、一枚おめくりください。32ページです。740万円で矢掛町国民健康保険病院への繰出金でございます。最後に、10款の予備費158万2,000円で調整しております。

次に、歳入でございますので、8ページを御覧ください。1款の国民健康保険税は、2億3,805万7,000円で、前年度当初予算より3,671万2,000円の増としておりますが、これは、保険税率の見直しによるものでございます。なお、令和6年度は平均の被保険者数を2,590人と見込んでいましたが、7年度は2,430人と160人の減で調整しております。

一枚おめくりいただきまして、10ページでございます。上から2つ目の表でございます。5款の国庫支出金の1項の国庫補助金は836万円で、これは、子ども子育て支援金創設対応のための委託料836万円に対する国庫補助、全額補助でございます。

次に、6款の県支出金の1項県補助金の目の1保険給付費等交付金が12億3,442万1,000円で、歳出の保険給付費の増加に伴い前年度比で1,223万円の増としております。

次の目の2広域共同事業交付金は、県内の市町村国保で共通の制度について国保連合会が周知・広報等の事業を行う場合の市町村の費用負担への補助でございます。

一枚おめくりください。12ページです。上から3つ目の表ですが、10款の繰入金の1項他会計繰入金は、一枚おめくりいただきまして14ページのほうに1億4,076万1,000円で、前年度比で1,044万5,000円の増としております。これらの繰入金は、保険税の軽減分や人件費など法定の繰入れでございます。次に、2項の基金繰入金は、支払準備基金繰入金が2,000万円で、前年度比5,000万円の減でございます。

令和7年度の保険税率は、本来よりも低い経過措置の税率ですので税がなお不足することとなります。保険税の不足分は、この支払準備基金からの繰入金で補うこととなります。

11款の繰越金は710万6,000円で、前年度その他繰越金でございます。

歳入については、以上でございます。なお、34ページ以降の給与費明細書は一般会計に準じて作成しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） お諮りいたします。説明の途中ですが、ここで15分程度休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、10時48分。中途半端で申し訳ない。きっちりやらさせていただきます。よろしくお願いいたします。休憩。

午前10時33分 休憩

午前10時48分 再開

○議長（浅野 毅君） 休憩を閉じまして、休憩前に引き続き会議を開きますが、先ほど休憩の時間をちょっと分かりにくい時間をやりまして申し訳ございません。以後、気を付けますので、よろしくお願いいたします。それでは始めますので、福祉介護課長。

○福祉介護課長（片岡 崇君） それでは、議案第33号、令和7年度矢掛町介護保険特別会計予算について、御説明を申し上げます。

第1条でございますが、この会計は保険事業勘定とサービス事業勘定の2つがございます。歳入歳出予算の総額は、保険事業勘定が20億1,500万円、サービス事業勘定が2,000万円でございます。次に第2条でございますが、一時借入金の借入れの最高額を1億円としております。次に第3条でございますが、歳出予算の流用で、保険事業勘定の保険給付費について同一款内で各項間の流用ができるとするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、18ページをお開きください。保険事業勘定の歳出から主なもののみ説明いたします。

まず、1款の総務費の1項の総務管理費は、一般管理費と委託費など所要の経費を計上しております。一枚おめくりいただきまして、2項の徴収費は560万3,000円で、介護保険料の賦課徴収に係る所要の経費を計上しております。次に、3項の介護認定審査会費につきましては706万4,000円で、要介護認定に係る審査会や認定調査委託料、主治医意見書料などの経費を計上しております。一枚おめくりいただきまして、4項の趣旨普及費につきましては125万1,000円で、介護保険料に関するパンフレットの作成費用と地域ミニデイサービスの団体立ち上げを支援する補助金でございます。

次に、2 款の保険給付費でございますが、1 項の介護サービス等諸費につきましては、合計で 17 億 3,850 万円を計上しております。これは、要介護 1 から 5 の方の給付費でございます。一枚おめくりいただきました 2 項の介護予防サービス等諸費は 5,240 万円で、これは、要支援 1 と要支援 2 の方の給付費でございます。一枚おめくりいただきまして、4 項の高額介護サービス等費と 5 項高額医療合算介護サービス等費は、介護サービスや医療サービスを使われた方が限度額を超えて負担される場合に給付されるものでございます。次に、6 項の特定入所者介護サービス等費につきましては、次のページに続きまして、合計で 3,600 万円でございます。これは、所得・資産の状況から施設入所等に係る居住費や食費の負担が大きい人に対して居住費や食費の減額を行った際に給付されるものです。

次に、5 款の地域支援事業費、1 項の介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、4,443 万 3,000 円を計上しております。これは、要支援 1,2 の方とチェックリストにより事業対象者となった方の通所サービスや訪問サービスなどでございます。一枚おめくりいただきまして、2 項の一般介護予防事業費でございますが 1,007 万 8,000 円で、まちの健康リーダーや 100 歳体操の事業のほか第 10 期介護保険事業計画策定準備に係る高齢者の日常生活圏域ニーズ調査の経費等でございます。次に、3 項の包括的支援事業・任意事業費でございますが、一ページ飛ばしまして 34 ページを御覧ください。5,664 万 9,000 円で、地域包括支援センターの人件費が主なものでございます。

続きまして、歳入でございますが、ページをお戻りいただきまして、8 ページを御覧ください。歳入につきましては、歳出の保険給付費や地域支援事業費に基づきまして、保険料のほか、国、支払基金、県、町の法令による負担割合により計上しております。

歳入につきましても、主なもののみ説明させていただきます。まず、1 款の保険料は、65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料でございますが、3 億 6,390 万円を計上しておりまして、前年度予算比 250 万円の減としております。これは、被保険者の減少によるものでございます。

一つ飛ばして、4 款の国庫支出金では、1 項の国庫負担金は 3 億 2,869 万 3,000 円、次の 2 項の国庫補助金は、次のページに続きまして合計で 1 億 5,987 万 6,000 円を計上しております。

次に、5 款の支払基金交付金は合計で 5 億 1,826 万 8,000 円で、これは 40 歳から 64 歳の第 2 号被保険者の負担分でございます。

6 款の県支出金は、1 項の県負担金が 2 億 7,743 万 1,000 円、次の 2 項の県補助金は、一枚おめくりいただきまして合計で 1,798 万 6,000 円を計上しております。

一つ飛ばして、8 款の繰入金の 1 項の一般会計繰入金は、合計で 2 億 9,731 万円を計上しております。次に一枚おめくりいただきまして、2 項の基金繰入金は、支払準備基金繰入金として 4,500 万円を計上しております。次に、3 項介護サービス事業勘定繰入金は、サービス事業勘定の介護予防サービス計画費収入を繰り入れるもので、378 万 5,000 円を計上しております。

次に、9 款の繰越金でございますが、前年度繰越金として 151 万 6,000 円を計上しております。

以上で、保険事業勘定の説明を終わらせていただきまして、次にサービス事業勘定につきまして 50 ページをお開きください。サービス事業勘定につきましても主なもののみ説明させていただきます。

まず、歳出でございますが、2 款のサービス事業費の 2 項の介護予防支援事業費は、1,526 万 4,000 円を計上しております。これは、介護予防支援事業所の人件費と介護予防プラン作成の事務費など所要の経費を計上しております。

一つ飛ばして、8 款の諸支出金の 2 項繰出金は 378 万 5,000 円でサービス計画収入を保険事業勘定へ

繰り出すものでございます。

次に、歳入でございますが、48 ページへお戻りください。1 款のサービス収入は 378 万 5,000 円で、これは、介護予防プランの作成収入でございます。

次に、8 款の繰入金は 1,526 万 4,000 円で、保険事業勘定からの繰入金で介護予防支援事業所の人件費と事務費に関わるものでございます。

以上がサービス事業勘定でございます。なお、それぞれの事業勘定に給与費明細書を添付いたしておりますが、一般会計に準じて作成しておりますので説明は省略させていただきます。

議案第 33 号につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 健康推進課長。

○健康推進課長（小川公一君） 議案第 34 号、令和 7 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

まず第 1 条で、歳入歳出予算の総額を 3 億 700 万円としております。次に第 2 条で、一時借入金の借入れの最高額を 5,000 万円としております。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。12 ページを御覧ください。

まず、歳出について御説明いたします。一番下の表で、2 款の後期高齢者医療広域連合納付金は、医療費の支払に充てるものでございまして、2 億 9,642 万 3,000 円で前年度比 1,427 万 8,000 円の減でございます。

一枚おめくりいただきまして、14 ページですが、最後の表、4 款の予備費を 172 万 3,000 円で調整しております。

次に、歳入でございます。8 ページへお戻りください。1 款の後期高齢者医療保険料は 2 億 2,913 万 5,000 円で、前年度比で 1,046 万 5,000 円の減としております。

3 款の繰入金の 1 項一般会計繰入金のうち目の 2 の保険基盤安定繰入金は、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填するものでございまして、事務費繰入金と合わせた予算額は 7,210 万 1,000 円で、前年度比 538 万 1,000 円の減でございます。

次に、4 款の繰越金は 201 万 8,000 円で、前年度繰越金でございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 病院管理者。

○病院管理者（村上正和君） 令和 7 年度の予算説明の前に病院の運営方針につきまして、私の考えを述べさせていただきます。

私は、1 年前の病院事業管理者の就任に当たり、3 つの目標を立てました。1 つ目は、質の良い医療・看護を提供すること。2 つ目は、地域医療を守ること。3 つ目は、働きやすい職場をつくるということです。この 3 つの目標は、令和 7 年度においても引き続き取り組んでまいります。

当院の救急対応ですが、内科外科の常勤医師と大学からの派遣の非常勤医師による 365 日体制で救急隊からの要請に対して初期対応をしながら、必要であれば大病院へ紹介するような方法で可能な限りの救急対応を行っており、約 9 割の高い応需率をもって地域医療を守るべく努力しています。

県南西部の二次医療圏において、倉敷地区に比して医療資源に乏しい井笠地区ではこの 9 割の応需率は特に高い応需率であり、これは医師だけでなくコメディカルを含む病院スタッフの力を結集しているからこそ可能となっていると考えています。

また、当院の入院病床は急性期の一般病床、慢性期の療養病床、地域包括ケア病床で構成しています。施設基準としての看護必要度や平均入院期間など国の定めたクリアすべき基準が多くあります。特に、矢掛病院の急性期病棟は、長く病院療養をしていただける病棟ではなくなっています。そのためにも、患者様が1日でも早く治り、在宅若しくは施設に戻る事ができるように診療の質の向上に取り組んでいきます。

このたびの予算案につきましては、診療報酬がほとんど変わらない中、物価高騰や人件費の上昇など昨今の医療環境を取り巻く厳しい情勢のもと、残念ながら赤字予算としての計上となっております。

これからも身近な信頼できる働きやすい病院として矢掛病院が地域への貢献をしていることが、町民の方々に実感していただけるように引き続き努力してまいりますので皆様の御支援をよろしくお願いいたします。

予算書の概要につきましては、この後事務長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（浅野 毅君） 病院事務長。

○病院事務長（坪田芳隆君） それでは、議案第35号、令和7年度矢掛町病院事業会計予算について説明をさせていただきます。

まず、第2条で業務の予定量でございますが、病床数117床、患者数は年間の患者数を入院3万8,300人、外来4万人としております。次に、建設改良計画といたしましては、改良整備費2,350万円、固定資産購入費6,190万円を予定いたしております。

第3条の収益的収入及び支出では、病院事業収益を17億6,300万円、病院事業費用を18億3,600万円、第4条の資本的収入及び支出では、資本的収入を1億4,500万円、次のページになりますが、資本的支出を1億9,600万円としております。第5条は企業債の限度額を、第6条は一時借入金の限度額を、第7条では流用支出が可能な経費を、第8条は流用支出に議会の議決が必要な経費を、第9条ではたな卸資産の購入限度額を定めるものでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。令和7年度の病院事業会計予算実施計画でございます。収入及び支出につきまして、収入総額は17億6,300万円で、内訳といたしまして事業収益は、入院収益、外来収益、その他医業収益合わせまして15億1,450万円、また医業外収益は、受取利息及び配当金、補助金、負担金交付金、患者外給食・薬品収益、長期前受金戻入、その他医業収益を合わせまして2億4,850万円で予定しております。

次に支出でございますが、総額は18億3,600万円で、内訳といたしまして医業費用は、給与費、材料費、経費、減価償却費、資産減耗費、研究研修費を合わせまして17億8,850万円、また、医業外費用は支払利息及び企業債取扱諸費、患者外給食材料費、患者外薬品費、消費税及び地方消費税を合わせまして4,550万円、予備費を200万円で調整しております。

1ページおめくりいただきまして6ページ、資本的収入及び支出でございますが、収入総額は1億4,500万円で、内訳といたしまして企業債7,240万円、出資金6,840万円、補助金420万円で予定しております。次に支出総額は1億9,600万円で、内訳といたしまして建設改良費は改良整備費、固定資産購入費を合わせまして8,540万円、また、企業債償還金1億1,060万円で予定をしております。

次の7ページ、令和7年度の予定キャッシュ・フロー計算書はほかの企業会計と同様に、8ページ以降の給与費明細書は一般会計の例に準じて作成しておりますので、御覧いただくことで詳細な説明は省略させていただきます。

次に 16 ページを御覧ください。令和 7 年度の病院事業予定貸借対照表でございます。資産合計額と負債・資本合計額をそれぞれ 36 億 6,211 万 8,000 円で調整いたしております。

次に、18 ページを御覧ください。令和 6 年度の病院事業予定損益計算書でございます。令和 6 年度の決算見込みを 3,950 万円の純損失で見込んでおります。

次の 19 ページ、20 ページは、令和 6 年度の予定貸借対照表でございます。資産合計額と負債・資本合計額をそれぞれ 37 億 1,618 万 8,000 円で調整いたしております。次の 21 ページには注記を、22 ページ以降は予算説明書を添付しておりますが、説明が重複いたしますので省略させていただきます。

以上で、令和 7 年度矢掛町病院事業会計予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 介護老人保健施設事務長。

○介護老人保健施設事務長（小出優子君） それでは、議案第 36 号、令和 7 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について御説明いたします。

第 2 条、業務の予定量でございますが、定員を入所 50 人、通所 30 人とし、利用者は年間 23,250 人を見込んでおります。建設改良計画では改良整備費 500 万円、固定資産購入費 580 万円を予定しております。

第 3 条の収益的収入及び支出では、施設事業収益を 3 億 1,900 万円、施設事業費用を 3 億 4,100 万円、2 ページに移りますが、第 4 条の資本的収入及び支出では資本的収入を 960 万円、資本的支出を 1,240 万円としております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 280 万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。

第 5 条は企業債の限度額を、第 6 条は一時借入金の限度額を、第 7 条は流用が可能な経費を、第 8 条は流用支出に議会の議決が必要な経費を定めるものでございます。

続きまして 5 ページを御覧ください。予算実施計画でございます。まず、収益的収入及び支出につきまして、収入総額は 3 億 1,900 万円で内訳といたしまして、施設運営事業収益は、施設療養費収益、施設利用料収益、その他運営事業収益を合わせまして 2 億 9,850 万円。また、施設運営事業外収益は、受取利息及び配当金、負担金交付金、長期前受金戻入、その他運営事業外収益、消費税及び地方消費税還付金を合わせまして 2,050 万円を予定しております。

次に支出でございますが、総額は 3 億 4,100 万円で、内訳といたしまして、施設運営事業費用には給与費、材料費、経費、減価償却費、資産減耗費、研究研修費を合わせまして 3 億 4,005 万円。また、施設運営事業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費、雑損失を合わせまして 84 万円、予備費 11 万円で調整しております。

続きまして、6 ページを御覧ください。資本的収入及び支出でございます。収入総額は 960 万円で、内訳といたしまして企業債 900 万円、出資金 60 万円を予定しております。次に、支出総額は 1,240 万円で、内訳といたしまして建設改良費は、改良整備費 500 万円、固定資産購入費 580 万円、また、企業債償還金は 160 万円を予定しております。

次の 7 ページ、令和 7 年度の予定キャッシュ・フロー計算書は病院事業会計と同様に、また 8 ページから 15 ページの給与費明細書は、一般会計に準じて作成しておりますので御覧いただくことで説明は省略させていただきます。

16 ページ・17 ページを御覧ください。令和 7 年度の予定貸借対照表でございます。資産合計・負債資

本合計をそれぞれ10億5,923万4,000円で調整いたしております。

次に18ページを御覧ください。令和6年度の予定損益計算書でございます。令和6年度の決算見込みを1,488万円の純損失で見込んでおります。

19ページ・20ページを御覧ください。令和6年度の予定貸借対照表でございます。資産合計・負債資本合計をそれぞれ10億7,895万2,000円で予定いたしております。続く21ページには注記を、22ページ以降には予算説明書を添付しておりますので御覧いただきまして、説明のほうは省略させていただきます。

以上で、議案第36号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平井勝志君） それでは、議案第37号、令和7年度矢掛町水道事業会計予算について、御説明いたします。

まず、第2条、業務の予定量でございますが、給水戸数は、前年度比で10戸減の5,370戸、年間総給水量は前年度比2万立方メートル減の128万立方メートル、1日平均給水量3,507立方メートルを予定しております。

建設改良計画では、配水設備費2億2,540万円、営業設備費260万円、老朽施設整備費1億8,500万円を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出では、水道事業収益を3億2,600万円、水道事業費用を3億9,900万円、第4条の資本的収入及び支出では、資本的収入を4億500万円、資本的支出を5億100万円としております。

2ページを御覧ください。第5条は企業債の限度額を、第6条は一時借入金の限度額を、第7条は流用支出が可能な経費を、第8条は流用支出に議会の議決が必要な経費を、第9条でたな卸し資産の購入限度額を定めるものでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。令和7年度矢掛町水道事業会計予算実施計画でございます。まず、収益的収入及び支出につきまして、収入総額は3億2,600万円、内訳といたしまして営業収益は、給水収益、その他営業収益を合わせまして2億4,236万円。営業外収益は、受取利息及び配当金、他会計負担金、長期前受金戻、雑収益を合わせまして8,364万円を予定しております。

次に、支出でございますが、総額は3億9,900万円で、内訳といたしまして営業費用は、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費、資産減耗費を合わせまして3億8,546万円、また営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費、消費税、雑支出を合わせまして1,304万円、予備費50万円で調整しております。

続きまして6ページを御覧ください。資本的収入及び支出でございます。収入総額4億500万円で、内訳といたしまして、工事負担金3,992万2,000円、企業債3億3,080万円、他会計からの出資金1,347万8,000円、補助金2,080万円を予定いたしております。次に支出総額は5億100万円で、内訳といたしまして、建設改良費は、配水設備費、営業設備費、老朽施設整備費を合わせまして4億1,300万円、また、企業債償還金8,800万円を予定しております。

次の7ページ、令和7年度の予定キャッシュ・フロー計算書は、他の企業会計と同様に、また、8ページから15ページの給与費明細書は、一般会計に準じて作成しておりますので、御覧いただくことで詳細な説明は省略させていただきます。

16 ページ・17 ページを御覧ください。令和 7 年度の予定貸借対照表でございます。資産合計・負債資本合計を、それぞれ 64 億 6,391 万 1,000 円で調整いたしております。

18 ページを御覧ください。令和 6 年度の予定損益計算書でございます。令和 6 年度の決算見込みを 7,015 万 1,000 円の純損失で見込んでおります。

19 ページ・20 ページを御覧ください。令和 6 年度の予定貸借対照表でございます。資産合計・負債資本合計をそれぞれ 62 億 8,915 万 2,000 円で予定いたしております。

続く 21 ページには注記を、22 ページ以降には予算実施計画説明書を添付いたしておりますので、御覧いただきまして、説明につきましては省略させていただきます。

以上、議案第 37 号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 38 号、令和 7 年度矢掛町下水道事業会計予算について御説明いたします。

まず、第 2 条、業務の予定量でございます。接続戸数は前年度比 180 戸増の 4,000 戸、年間総処理水量は前年度比 2 万 3,000 立方メートル減少の 108 万 9,000 立方メートル、1 日平均処理水量 2,984 立方メートルを予定しております。

建設改良計画では、管渠建設費 1 億 6,150 万円、ポンプ場建設費 600 万円、処理場建設費 8,227 万 2,000 円、有形固定資産購入費 250 万円を予定しております。

第 3 条の収益的収入及び支出では下水道事業収益を 7 億 5,500 万円、下水道事業費用を 7 億 6,000 万円、第 4 条の資本的収入及び支出では資本的収入を 7 億 9,700 万円、2 ページに移りますが、資本的支出を 7 億 9,700 万円としております。

第 5 条は企業債の限度額を、第 6 条は一時借入金の限度額を、第 7 条は流用支出が可能な経費を、第 8 条は流用支出に議会の議決が必要な経費を定めるものでございます。

続きまして、5 ページを御覧ください。予算実施計画でございます。まず、収益的収入及び支出につきまして、収入総額は 7 億 5,500 万円。内訳といたしまして営業収益は、下水道料金、その他の営業収益を合わせまして 2 億 1,044 万 8,000 円。営業外収益は、受取利息及び配当金、他会計負担金、長期前受金戻入、雑収益を合わせまして 5 億 4,455 万 2,000 円で予定しております。

次に支出でございますが、総額は 7 億 6,000 万円で、内訳といたしまして営業費用は、管渠費、処理場費、ポンプ場費、総係費、減価償却費、資産減耗費を合わせまして 6 億 9,905 万円、また、営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費、雑支出、消費税及び地方消費税を合わせまして 5,995 万円、予備費 100 万円で調整いたしております。

続きまして 6 ページを御覧ください。資本的収入及び支出でございます。収入総額は 7 億 9,700 万円で、内訳といたしまして企業債 4 億 1,550 万円、出資金 2 億 7,111 万 9,000 円、負担金 3,488 万 1,000 円、補助金 7,550 万円で予定しております。次に支出総額は 7 億 9,700 万円で、内訳といたしまして建設改良費は、管渠建設費、ポンプ場建設費、処理場建設費、有形固定資産購入費を合わせまして 2 億 5,227 万 9,000 円。また、企業債償還金 5 億 4,472 万 1,000 円で予定しております。

次の 7 ページ、令和 7 年度の予定キャッシュ・フロー計算書は、他の企業会計と同様に、また、8 ページから 13 ページの給与費明細書は、一般会計に準じて作成しておりますので説明は省略させていただきます。

14 ページ・15 ページを御覧ください。令和 7 年度の予定貸借対照表でございます。資産合計・負債資本合計をそれぞれ 142 億 118 万 9,000 円で調整いたしております。16 ページを御覧ください。令和 6 年

度の予定損益計算書でございます。令和6年度の決算見込みを3,371万3,000円の純損失で見込んでおります。17ページ・18ページを御覧ください。令和6年度の予定貸借対照表でございます。資産合計・負債資本合計をそれぞれ142億5,339万2,000円で予定いたしております。続く19ページには注記を、20ページ以降には予算実施計画説明書を添付いたしておりますので、御覧いただきまして説明につきましては省略させていただきます。

以上、議案第38号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 企画課長。

○企画課長（稲田欽也君） 議案第39号、令和7年度矢掛町地域開発事業特別会計予算でございます。

この特別会計は、農地規制等で土地開発公社による事業実施が困難な場合に、この会計で事業用地などの造成を行うためのものでございます。

第1条で予算の総額を2,000万円とし、第2条では一時借入金の借入れ最高額を1,800万円といたしております。

内容につきましては町内企業の事業用地の拡張に伴い、町が用地取得、造成後、売却するもので、事項別明細で説明しますので、6ページをお開きください。

まず、歳入につきましては、不動産売り払い収入1,810万円、繰越金190万円でございます。一枚おめくりいただきまして8ページ、歳出でございますが、事業費といたしまして通常の事務費のほかに工事請負費、公有財産購入費、一般会計繰出金を加えて、合計1,840万5,000円、公債費では一時借入金利子として30万円、最後に予備費129万5,000円で調整いたしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 財政課長。

○財政課長（松嶋良治君） 議案第40号、令和7年度矢掛町各財産区特別会計予算について、御説明させていただきます。

美川財産区から小田財産区まで13財産区について、それぞれ予算計上させていただいております。各財産区とも通常の経費を計上させていただいておりますので、個々の説明のほうは割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（浅野 毅君） 町長からの提案理由の説明並びに担当課長等からの説明が終わりました。

~~~~~

**○議長（浅野 毅君）** お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は明日6日の午前9時30分から再開いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議は明日6日の午前9時30分から再開することに決しました。

それでは、これにて散会といたします。皆様、御苦労さまでした。散会。

午前11時26分 散会